

各種助成制度のお知らせ

健康づくり課
055(949)6820

いずれの助成制度も、治療開始日または購入日が令和2年4月1日以降のものが対象です。申請に必要な書類は、市HPをご覧ください。いただくか、健康づくり課にご確認ください。

●妊孕性温存治療費

助成事業

対象

次の条件をすべて満たす人

- ① がん診断日から妊孕性温存治療開始日まで静岡県内(静岡市と浜松市を除く)に住所を有し、申請日時点で市内に住所を有している
- ② がん治療により、生殖機能の低下または喪失の恐れがあると医師の診断を受けている
- ③ 妊孕性温存治療開始日における年齢が40歳未満
- ④ 妊孕性温存治療開始日において、静岡県特定不妊治療費助成事業や伊豆の国市不妊不育症治療費助成事業に基づく助成を受けていない

対象となる治療・助成金額

- 男性/精子の採取凍結 上限2万円
- 女性/卵子の採取凍結、卵巣組織の採取凍結、胚(受精卵)の凍結 上限40万円

申請方法

治療終了日が4月～12月の場合は、令和3年3月31日(水)まで、治療終了日が1月～3月の場合は、治療終了日翌日～90日以内に健康づくり課へ申請してください。

●医療用補整具購入費

助成事業

対象

次の条件をすべて満たす人

- ① 医療用補整具を購入した時点から市内に住所を有している
- ② がんと診断され、その治療を受けた、または受けている
- ③ がん治療に起因する脱毛、または乳房を切除したことに伴う医療用補整具を購入している
- ④ 他の地方公共団体から医療用補整具に係る補助を受けていない

対象となる補整具・助成金額

- ① 医療用ウィッグ 上限2万円
- ② 乳房補整具(A・Bどちらか)
 - A 補整下着 上限2万円
 - B 人工乳房 上限10万円

申請方法

補正具購入日が4月～12月の場合は、令和3年3月31日まで、購入日が1月～3月の場合は、購入日の翌日から40日以内に申請してください。

●在宅療養生活支援事業

対象

次の条件をすべて満たす人

- ① 市内に住所を有している
- ② がんの治療を目的とした治療を行わないがん患者
- ③ 対象サービス利用時に40歳未満

対象サービス・助成上限金額

対象サービスごとに助成上限金額の範囲内で、かかった費用の10分の9を助成します。

- 居宅サービス 45,000円/月
- 福祉用具貸与 27,000円/月
- 福祉用具購入 45,000円/人
- ※福祉用具貸与・購入は、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業による補助を受けていない人のみ

申請方法

サービス利用前に、健康づくり課へ申請してください。

検診は6月からスタート!
医療機関での予約は5月25日(月)から!

自分の健康は自分で守ろう! がん検診などのお知らせ

健康づくり課 ☎ 055-949-6820

「成人健康診査受診券兼受診票用シール」「検診ガイド」を5月中旬ごろから、対象者に順次郵送します。

検診の種類 / 各種がん検診・歯周病・骨粗しょう症・胃がんリスク検査・肝炎ウイルス検査

検診期間 / 6月～12月(歯周病検診のみ1月まで)

注意事項 /

- 受診日に市内に住民登録がない場合は、受診できません。
 - すでに治療中の方は、市の検診を受けず、医師の指示を守り、治療や経過観察を継続してください。自覚症状のある人は、検診を待たず医療機関を受診してください。
 - 検診は期間内1人1回です。(2回目以降は全額自己負担)
 - 検診対象でも、除外要件などにより受診できない場合があります。
 - 集団検診での胃がん検査は、検診日が限られています。大腸がん・肺がん検診のみの場合があります。
- ※詳しくは、検診ガイドをご覧ください。



がん検診、特定健診の
関係書類を青色の封筒
に同封して郵送します

ガイドがリニューアルされました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、健(検)診を変更、または中止する場合があります。変更や中止となった場合は、ホームページなどでご案内します。

お得! 充実した内容で受けて安心♥ 特定健診・後期高齢者健診

国保年金課 ☎ 055-948-2905

健診の受診には **4つのメリット** があります。

メリット1 約8,600円～約12,000円相当の健診内容を、無料で受けることができます。

メリット2 生活習慣病のリスクを早期発見し、該当者は特定保健指導で専門家から生活習慣改善のサポートを受けることができます。健康な人や治療中の人にも情報が提供されます。

メリット3 毎年継続して受診することで、健康状態の変化を把握することができます。

メリット4 生活習慣病を予防することで、自身の医療費を抑えることができます。

対象 / 昭和56年3月31日以前に生まれた市の国民健康保険に加入している人または市内在住で静岡県後期高齢者医療制度に加入している人

※その他の保険加入者は、自身の保険証を確認し、各保険者に問い合わせください。

※特定健診・後期高齢者健診は、定期的に受診している人も対象です。かかりつけの医師にご相談ください。

健診期間 / 6月1日(月)～9月30日(水)

受診方法 / 対象者に受診券(成人健康診査受診券兼受診票用シール)が届きます。指定医療機関または集団健診で受診してください。

※今年度75歳となる国保加入者は、自身の受診券をそのまま利用できます。

※健診は年度内1人1回です。

※詳しくは、(特定)健診のお知らせをご覧ください。

